

第17回岡崎市水道事業及び下水道事業審議会 会議録

1 会議の日時

令和3年8月25日（水）午後2時から午後4時まで

2 会議の場所

岡崎市役所西庁舎7階 701号室

3 会議の議題

（議題1）答申書 適正な下水道使用料のあり方について（案）

（議題2）答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（案）

4 出席委員の氏名

(1) 出席委員（10名）

学識経験を有する者	丸山 宏 （会長）	愛知産業大学経営学部 学部長・教授
	富永 晃宏 （副会長）	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授
	内藤 公士	公認会計士
	牧野 守	弁護士
水道又は下水道の使用者	荒川 江美	岡崎商工会議所
	宮本 大介	岡崎市六ツ美商工会
	鈴木 純子	あいち三河農業協同組合
	笹部 耕司	連合愛知三河中地域協議会
公募した市民	木俣 弘仁	
	内田 裕子	

5 説明のため出席した事務局職員の職氏名

水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂、
上下水道部長 荻野恭浩、上下水道部次長（総務課長） 樋田宣行、
経営管理課長 小林也寸志、サービス課長 岡本秀樹、
下水施設課長 太田貴司、下水工事課長 富永道彦、
経営管理課副課長 松谷朋征、サービス課副課長 栗本勝明、
総務課副課長 金原和美、
経営管理課経営2係係長 神尾清達、総務課総務係係長 飛田晃宏、

経営管理課主査 鈴木将也、経営管理課主事 齊藤悠風人

6 会議の成立

事務局から、委員総数10名のうち全員が出席のため、岡崎市水道事業及び下水道事業条例第6条第2項の規定により、会議が成立していることを報告した。

7 会議の公開

本日の会議を公開することとした。(傍聴者2名)

8 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、木俣 弘仁 委員を指名した。

9 議事の要旨

(議題1) 答申書 適正な下水道使用料のあり方について(案)

資料1、資料2に基づき、事務局が説明した。事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(H委員)

資料2の3ページにある、(2)使用料体系についての下から3行目、「結果的に少量使用者の負担増について招くことも懸念される」とあるが、これはおかしい表現だと思うので「負担増を招く」の方が良いのではないのでしょうか。

(事務局)

事務局としてもご指摘の点について、修正を行いたいと考えます。

(議長)

「について招く」よりも「を招く」の方がよりストレートな表現になります。よろしいでしょうか。(異議なし)

それでは「負担増について招く」ではなく、「負担増を招く」に修正したいと思います。

そのほかにご意見等ございませんでしょうか。(なし)

無いようですのでこちらを修正し、後ほど再確認いただきたいと思います。

(議題2) 答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について(案)

資料3、資料4に基づき、事務局が説明した。事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

(E 委員)

答申書案について意見はないが、合併処理浄化槽の農業集落排水対象区域での設置状況について教えてください。

(事務局)

農業集落排水の整備が整った地区では農業集落排水への接続を促進していたこともあり、合併浄化処理槽を設置している方は非常に少ない。ただし、農業集落排水に接続していない方で、古くからの単独処理浄化槽を使用し続けている方がいるものと推定しています。

(E 委員)

資料 4 ページに「今後の人口減少社会における持続可能な社会づくりを念頭に、既存の汚水処理手法についてもその妥当性を再検証する必要があるものと考え」とあり、方向性はそうだと思うが、妥当性の再検証となると農業集落排水はまだそこまで至ってないと感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

過去においては、一度集合処理施設を整備するとそれが最終的なプランということで再検証する場がありませんでした。人口が保たれるという前提のもとでは妥当性が高いと認識していますが、人口減少下においても妥当であるかの再検証が必要であるというところに重きを置いている内容になっています。

(I 委員)

3 ページの (3) の個別処理となる合併処理浄化槽の管理者は誰になりますか。

(事務局)

合併処理浄化槽の管理者は個人になります。所轄する省庁としては環境省になります。

(I 委員)

管理基準等があると思いますが、それらも個別で管理していくことになるのでしょうか。例えば水質基準等は個人で守っていくようにするものなのでしょうか。

(事務局)

法律上はそうになっています。種々の点検が義務付けられている中で点検業者の方が各基準を順守するというのが実態となっています。

(H 委員)

企業会計移行とありますが移行することによるメリット・デメリットを教えてください。

(事務局)

我々は企業会計と一般・特別会計といったような呼び分けをしておりますが、今現在は一般会計の考え方で収入と支出を現金ベースで管理しています。一般の民間企業がやっているような考え方では、例えば百万円で資産を購入したとなれ

ば、百万円の現金が減り、資産が増え、発生する減価償却費がいくらかというものを算出する方法で会計をしています。そういった考え方に移行していきます。一般会計の考え方では施設の老朽化具合の管理をする項目がありませんが、企業会計にはあるので資産状況等が明確にできると考えられます。

(H委員)

企業会計というと儲けのイメージがありますが、公の市が行う会計でも企業会計になるのですか。

(事務局)

市が行う企業活動を「公営企業」と言い、水道、下水道も公営企業会計の考え方で運用されています。

(C委員)

2ページ、本文の答申事項で、「小美地区の使用料単価を他の9地区の使用料単価と同額に改定し」とありますが、実質引き上げとなるため、「小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し」とすればより分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

(事務局)

他の9地区は据え置きのためこのような言葉を選びましたが、ご提案のように修正することで、よりわかりやすくなると思います。

(議長)

それでは、「小美地区の使用料単価を他の9地区の使用料単価と同額に改定し」を「小美地区の使用料単価を引き上げ、他の9地区の使用料単価と同額に改定し」とすることとします。

・答申書 適正な下水道使用料のあり方について(案)の修正確認

事務局にて答申書(案)を修正したものを配布し、修正箇所を確認した。

(議長)

ただいまの説明にご意見等ありますでしょうか。(なし)

それではこの案をもちまして当審議会の答申書として確定してよろしいでしょうか。(委員全員から「異議なし」)

それでは、この内容をもって当審議会の答申書とさせていただきます。

・答申書 適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について(案)の修正確認

事務局にて答申書(案)を修正したものを配布し、修正箇所を確認した。

(議長)

ただいまの説明にご意見等ありますでしょうか。

(H委員)

2ページの下部にも使用料という言葉があるがここには単価という言葉がつかなくてもいいのでしょうか。

(議長)

正確に言えば「使用料単価」だと思いますがどういたしましょうか。

(事務局)

答申事項中では「使用料単価」という言葉を使い、本文中では「使用料」と用語を短縮していますので、再度事務局で統一されているか確認したいと思います。

(E委員)

今の観点ですと3ページには「使用料単価」という言葉が使われています。

(事務局)

「使用料」は、「使用料単価」に「数量」を掛け合わせたものであり、内容を再確認して、正しく修正したものを事務局から会長に提出したいと思います。

(議長)

ただいまの内容については、後日、事務局から提出される答申案を会長が確認し、当審議会の答申書として確定するという事によろしいでしょうか。(委員全員から「異議なし」)

それでは、その内容をもって当審議会の答申書とさせていただきます。

議長がすべての議題の審議の終了を告げた。

10 上下水道部長挨拶

11 事務連絡

事務局から、答申書の提出日程(令和3年9月22日)と、次回、第18回水道事業及び下水道事業審議会の開催日程(令和3年10月20日)を連絡した。

会議資料

【事前送付資料】

次第

資料1 諮問書「適正な下水道使用料のあり方について」(写)

資料2 答申書「適正な下水道使用料のあり方について」(案)

資料3 諮問書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」(写)

資料4 答申書「適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について」(案)

・「知っていますか?浄化槽」パンフレット